び第十六項から第十九項まで」に改め、同項の表第二項の項中「第二十六条の二十第二十二項」を「同条第二十四項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「次条第十九項」を「次条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同表第二項第一号の項中

同項に規定する営業所等	国内にある営業所若しくは事務所

を

同項に規定する営業所等	国内にある営業所若しくは事務所
第五条の二第七項第四号	第四十一条の十三の三第七項第四号

に改め、同表第十七項の項中「第十七項」を「第十九項」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「次条第十九項」を「次条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同表第二十五項の項中「第二十五項」を「第二十七項」に、「第二十七項」を「第二十五項」に改め、同表第二十五項の表第二項の項中「第二十五項」を「第二十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同表第二十五項の表第二項第一号の項中「第二十五項」を「第二十七項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に改め、同表第二十五項の表第十七項の項中「第二十五項の表第十七項」を「第二十七項の表第十九項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に改め、同表第二十五項の表第十九項の項中「第二十五項の表第十九項」を「第二十七項の表第二十一項」に改め、同表第二十五項の表第十九項の項中「第二十五項の表第十九項」を「第二十七項の表第二十一項」に改め、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第十八項から第二十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「第十五項」を「第十七項」に、「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　第三条第十五項及び第十六項の規定は、第十六項又は前項の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第十五項及び第十六項中「第七項の」とあるのは、「第二十六条の二十第十六項の」と読み替えるものとする。

第二十六条の二十第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　第三条第十五項及び第十六項の規定は、第七項又は第九項から前項までの承認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第十五項及び第十六項中「第七項の」とあるのは、「第二十六条の二十第七項の」と読み替えるものとする。

第二十六条の二十三第五項の表第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ⑵の項中「第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ⑵」を「第百五十九条第三項第二号及び第百六十条第三項第一号ロ」に改める。

第二十六条の二十六第四項中「第百二十条第一項各号」の下に「若しくは第百二十二条第一項各号」を加え、同条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十条第五項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第二十六条の二十六第九項中「第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」を「第百五十九条第三項第二号並びに第百六十条第三項第一号ロ」に改め、同条第十項第九号中「若しくは第八号」及び「又は第八号」を削り、同項第十一号中「から第八号まで」を「」と、「又は第百二十三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号」に改める。

第二十六条の二十七の二第二項中「第四十一条の十七第二項」を「第四十一条の十七第二項第一号」に、「同項」を「同号イ又はロに掲げる医薬品（同項に規定する医薬品をいう。以下第五項までにおいて同じ。）である同条第一項」に、「医療保険各法等（法第四十一条の十七第一項に規定する医療保険各法等をいう。）の規定により療養の給付として支給される薬剤」を「医療用薬剤（法第四十一条の十七第一項に規定する医療用薬剤をいう。第五項において同じ。）」に改め、「高いもの」の下に「（その使用による医療保険療養給付費（同条第一項に規定する医療保険療養給付費をいう。次項において同じ。）の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）」を加え、同条第四項中「又は第二項」を「第二項、第三項若しくは第五項」に、「定めた」を「定め、又は第四項の規定により日を定めた」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　法第四十一条の十七第二項第二号に規定する政令で定めるものは、同項第一号に掲げる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品（同号に掲げる医薬品を除く。）である同条第一項に規定する一般用医薬品等（人の身体に直接使用されることのないものを除く。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

4　法第四十一条の十七第三項に規定する政令で定める日は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十七第二項に規定する政令で定める医薬品のうち法第四十一条の十七第二項第一号に掲げる医薬品に該当しないものの製造、輸入、流通又は在庫の状況を勘案し、かつ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第三号に規定する薬局開設者等その他の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴いて、必要かつ適当な期間の末日として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

5　法第四十一条の十七第三項の規定により読み替えて適用される同条第二項第一号に規定する政令で定めるものは、同号イ又はロに掲げる医薬品である第二項に規定する一般用医薬品等のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

第二十六条の二十八の三第六項中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改める。

第二十六条の三十第一項第一号中「及び次項」を「、次項及び第四項第一号ロ」に改め、同条第二項中「第四項及び第五項」を「第四項第一号及び第五項第三号」に改め、同項第二号中「この項」の下に「、第九項及び第十項第二号」を加え、同条第四項第一号中「同号に規定する組合財産」を「特定組合契約（次のいずれにも該当するものを除く。）に係る組合財産（前項に規定する組合財産をいう。ロ、同号及び第十項において同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

イ　特殊関係組合契約以外の組合契約（前項に規定する組合契約をいう。第九項並びに第十項第二号及び第三号において同じ。）

ロ　特定組合契約に係る組合財産として投資組合財産に対する持分を有する者が当該非居住者又は外国法人が締結している第二項各号に掲げる組合契約（当該特定組合契約に係る特例適用投資組合契約を除く。）に基づいて行う事業に係る業務の執行として当該特例適用投資組合契約に係る投資組合事業に係る業務（当該投資組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は当該投資組合事業に係る多額の借財に関するものに限る。）の執行に関する行為（当該投資組合事業に係る第一項第三号イ又はロに掲げる行為（その決定を含む。）についての承認、同意その他これらに類する行為を除く。）を行わない場合における当該特定組合契約

第二十六条の三十第四項第二号を次のように改める。

二　特例適用投資組合契約に係る前号の各特殊関係組合員の損益分配割合（当該特殊関係組合員が次項第三号に掲げる者である場合には、特定組合契約（前号イ及びロのいずれにも該当するものを除く。）に係るものに限る。）を合計した割合